

高齢者住宅あつ旋事業

家賃等債務保証制度

保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯の入居を支援するため、区が保証会社と協定を結び家賃等債務保証制度です。

対象 次の全ての要件を満たす方

1. 65歳以上のひとりぐらし世帯または全員が65歳以上である世帯
2. 立ち退き要求を受けているか、保安上危険または保健衛生上劣悪な住宅に居住していることで、住宅に困窮していること
3. 品川区内に引き続き2年以上住所を有すること
4. 健康で独立して日常生活を営むことができ自炊可能であること
5. 生計中心者の所得が基準額以内であること
- 6. 緊急連絡先（親族、友人または知人等）があること**
- 7. 連帯保証人が立てられないこと**

内容 次に定める債務の保証を行います。（上限：月額賃料等48ヶ月分相当額）

1. 賃貸借契約に定める賃料、共益費、その他固定費の滞納額
2. 賃貸借契約の終了後から明渡し完了までの賃料等相当損害金
3. 法的手続に要する費用（実費相当額）

費用 1. 保証委託契約時に支払う初回保証委託料は、月額賃料等に50%を乗じて得た額（1円未満切捨て、最低額は2万円）

※助成金あり（5万円限度）

2. 保証委託契約後1年経過毎の年間保証委託料は、1万円（助成金なし）

申込場所：品川区役所本庁舎3階 高齢者地域支援課へ

問合せ先：高齢者住宅担当 電話（5742）6735

初回保証委託料助成

品川区高齢者住宅あつ旋事業で、連帯保証人がいない場合には、区が協定している保証会社を紹介し、保証料を助成します。

区協定保証会社:株式会社Casa

〒163-0230 新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30F

申込受付センター 電話 03-5339-1049 Fax 0800-888-1515

保証委託料:初回保証委託料は、月額家賃の50%相当額(1円未満切捨て、最低額は2万円)です。以後1年経過毎の年間保証委託料は、1万円です。

助成内容:初回保証委託料の実費額(50,000円を限度)

【申込方法】

①あつ旋事業申込時に、指定用紙(保証委託申込書)に記入し、区が確認します。

- ※申込時必要書類
- 健康保険証の写し
 - 年金額を証明できる証等の写し
 - マイナンバーカード

②確認された保証委託申込書を契約する不動産会社に提出してください。

ただし、保証委託申込書の有効期間は、申込日から2ヶ月です。

③助成金申請は、礼金等の助成金交付申請時に申請してください。

- ※申請時必要書類
- 保証委託契約書の写し
 - 保証委託料領収書の写し

【注意事項】

株式会社Casaとの個人契約となりますので、株式会社Casaの個人情報取扱規定、重要事項説明及び保証委託契約書等を十分にお読みのうえ、ご契約をお願いいたします。

問合せ先:品川区役所 本庁舎3階 高齢者地域支援課
高齢者住宅担当 電話(5742)6735